



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・半額免除等の一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除（半額等）を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納できない。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できる。

追納のお申し込みやご相談については、お近くの年金事務所か役場福祉保健課へお願いします。

特定期間・特定追納制度のご案内



●特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

この切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます。（既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

【特例追納の対象期間】

- ・特例追納する時点で60歳未満の方…承認があった月前10年以内の期間
- ・特例追納する時点で60歳以上の方…50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

ご自身の年金加入記録は、誕生月に日本年金機構から発送される「ねんきん定期便」で確認することができます。また、インターネットを利用した「ねんきんネット」で詳しい情報を見ることができます。確認ができない場合は、役場福祉保健課でもお調べすることができます（15カ月前までの間に国民年金に加入していて、記録不備のない方に限ります）。「本人確認ができるもの」「印鑑」「基礎年金番号のわかるもの」をご持参ください。

【問合せ先】 八峰町福祉保健課 ☎76-4608
 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
 （050から始まる電話からかける場合 ☎03-6630-2525）

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存じですか

児童扶養手当

離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している父、母または父母の居ない児童を養育している方に対し支給される手当です。

【対象となる児童(例)】

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで出産した児童



【手当月額】（平成28年4月現在）

区分	基本額
全部支給	42,330円
一部支給	42,320～9,990円

（児童が2名…5,000円加算、児童が3名以上…さらに3,000円ずつ加算）

※受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。

※児童が児童福祉施設等に入所しているときなど、支給されない場合もあります。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けることができる方は、児童を監護する父、母または父母に代わってその児童を養育している方です。

【手当月額】（平成28年4月現在）

区分	1級(重度)	2級(中度)
月額	51,500円	34,300円

※受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給されません。

【申請について】

該当となる方は役場福祉保健課でお手続きをお願いします。受給理由等により、必要な提出書類等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 八峰町福祉保健課 ☎76-4608